

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 96-2
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

昨年末にお送りしたFAX No96の以下の内容につきましては**医科のみの点数**です。

12月末まで経過措置がとられている加算について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。2024年の診療報酬改定で12月末まで経過措置がとられていた加算について、1月以降も算定する場合、新たに届出が必要となります（既に経過措置に係る要件を満たした上で届出を行っている場合は改めての届出は不要です）。

改めて届出が必要な点数（医科）

点数名	経過措置の内容	提出期限
外来感染対策向上加算	・感染症法の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関又は医療措置協定にあること。	1/10(金) 必着
感染対策向上加算	・感染症法に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。（加算1・2） ・感染症法に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関若しくは医療措置協定にあること。（加算3）	

医科歯科の表記がなく、誤解を招く表現となりましたこと、お詫び申し上げます。

歯科 施設基準について

昨年改定で変更された「外来環」と「か強診」について経過措置を受けている医療機関は、6月1日以降も算定する場合、5月31日までに再届出を行う必要があります。

当会では以下の内容で歯科施設基準研修会を開催いたします。

「歯初診」「外安全・外感染」「歯援診」「口管強」の歯科施設基準に係る研修会

■日程：2025年4月27日(日) 9:30～13:00（予定）

2部構成（途中で20分程度の休憩をはさみます）

■場所：エースパック未来中心（旧 倉吉未来中心）

鳥取県倉吉市駄経寺町212-5

※Web配信は行いません

■対象：歯科会員及び医療機関スタッフ

※修了証の発行は会員のみとなります。

申込みにつきましては別途ご案内いたします。